

職業紹介における返戻金制度について

職業紹介料につきましては、正社員、パートタイマーそれぞれにおいて、

- ・採用時
- ・採用 1 ヶ月後
- ・採用 3 ヶ月後

に徴収する金額を定めており、この場合は返戻金はありません。

ただし、個別契約により採用時に一括徴収した場合においては返戻金制度を設けており、90 日以内に離職した場合は、離職時期を段階的に設定して、返戻金のパーセンテージを定めて返戻する制度となっております。

【例】90 日後に離職した場合は、半額返金